

一般社団法人日本補聴器販売店協会 競争法コンプライアンス規程

(制定年月日 平成27年11月5日)

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本補聴器販売店協会（以下「本法人」という。）の主催するすべての会合（総会、理事会、常務理事会、委員会、支部会、県部会、懇親会等形式を問わず本法人の活動とされる会合をいう。以下「会合」という。）の運営や情報交換等、本法人としての活動について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）を含む各国、地域の競争法（以下「競争法」という。）を十分尊重し、これを遵守すること。

第2条 (適用範囲)

この規程の適用範囲は本法人の役員、職員（以下「本法人役職員」という。）及び本法人の主催する会合または活動に参加する社員企業の役職員とする。

第3条 (競争法コンプライアンス責任者)

本法人における競争法コンプライアンス統括責任者は理事長とし、競争法コンプライアンス担当責任者は事務局長とする。

第4条 (会合の運営)

会合の出席者は、会合中はもとより、会合の開始前及び終了後において、次の事項を話題にしてはならない。ただし、既に公表されているものはこの限りでない。

- (1) 社員企業が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格、価格変更、価格構成、価格戦略、値引き、入札条件、数量、在庫、コスト等
 - (2) 社員企業の設備投資、設備廃止、調達・販売計画、販売先、販売地域、供給機種、市場占有率、需要予測、需要動向等
 - (3) その他社員企業の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容
- 2 会合の議長及び本法人の役職員は、会合において、議題、配布資料等について競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを事前に確認する。
 - 3 会合においては、原則として、事前に確認した議題及び配布資料等に沿って議論する。
 - 4 本法人のスケジュールに掲載されている全ての会合には、競合関係の有無を問わず、社員企業同士のみでの接触を避けるため、本法人役職員が1名以上出席し、その他の会合にも、原則として、本法人役職員が1名以上出席する。

- 5 会合の議長は、開会に先立ち、本条第1項に規定された事項の概要である以下の事項（以下「遵守事項」という。）を示し、配布し又は読み上げることにより、その内容を周知する。

「遵守事項」

本会合の出席者は、会合中はもとより、会合の開始前及び終了後においても、次の事項について話題にしてはならない。但し、既に公表されているものはこの限りではない。

- ① 商品・役務の価格または数量に関する事項
- ② 入札に関する事項
- ③ 販売の能力、計画または政策に関する事項
- ④ その他、重要な競争手段に具体的に關係する事項

以上の内容にあたるかどうか判断に迷う場合は、話題にすることを控えること。

- 6 会合の議長は、会合において、適切な対応を行ったことの記録を残す観点から、議事録を作成させる。本法人は、議事録の原本又は写しを保管する。

- 7 会合の議長は、会合において、競争法上問題となるおそれがある発言をした者があったときは、その者に対して注意を促す等の措置を講じるものとし、それにもかかわらず、発言者が当該発言を中止しなかった場合、当該会議を終了させた上で、当該終了事由を議事録に記載させ、遅滞なく顛末を理事会に文書で報告する。

会合に出席する本法人役職員は、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断したときは、議長に対して発言者を注意するよう促す等、競争法遵守の観点から会議の進行を補助する。

- 8 懇親会に出席する本法人役職員は、懇親会の開始前に、遵守事項を示し、その内容を周知する。

懇親会に出席する本法人役職員は、競争法上問題となるおそれがある発言をした者があったときは、その者に対して注意を促す等の措置を講じるものとし、それにもかかわらず、発言者が当該発言を中止しなかった場合、当該懇親会を終了させた上で、遅滞なく顛末を理事会に文書で報告する。

第5条（統計情報の収集、管理及び提供）

- 1 統計情報の収集・管理・提供業務（以下「統計業務」という。）は、本法人役職員又は第三者機関のみが行い、社員企業間では行わない。
- 2 社員企業から収集する情報は、実績値のみとし、将来予測に関する情報は収集しない。
- 3 統計業務に携わる本法人役職員又は第三者機関は、社員企業から収集した情報が、外部に流出しないよう、厳重な管理を行うものとする。
- 4 一般又は社員企業に対して統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を引き起こすことのないよう、概括的かつ具体的な個別企業情報の特定及び抽出ができない程度に集合

化した情報のみを提供するものとする。

第6条（研修及び社員企業に対する周知徹底）

- 1 理事長は本法人役職員及び各委員会の委員長並びに社員企業に対して競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じて実施し、各人の知識の向上に努める。
- 2 この規程を本法人ホームページに掲載して公開し、社員企業に対して周知徹底を図る。

第7条（調査）

- 1 理事長は、この規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合は、事務局の協力を得て、その原因について調査・分析を行い、その結果を理事会に報告する。理事長は、必要に応じて、適切な第三者に調査・分析を委託することができる。
- 2 理事会は、前項の調査結果に応じて適切な措置を講じるものとする。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は平成27年11月5日から実施する。